地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号による随意契約の予定の公表

令和７年度室戸市ごみ不法投棄見回り委託業務について、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第３１条の３第１項により公表します。

令和８年３月２６日

室戸市長　　植　田　壯　一　郎

記

⑴物品又は役務の名称及び数量	令和８年度　室戸市ごみ不法投棄見回り委託業務
⑵契約者の選定基準	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第３７条第１項に該当するシルバー人材センターであること。
⑶契約者の決定方法	上記の選定業者から提出された見積書に記載された額（消費税込）が予定価格内であった場合、契約を締結する。
⑷見積書の提出場所	室戸市浮津２５番地１ 室戸市役所　市民課
⑸見積書の提出期限	令和８年４月１日　午前１０時必着
⑹契約担当部署名称及び所在地	室戸市浮津２５番地１ ℡　０８８７－２２―５１２６　　室戸市役所　市民課
備　　考	業務概要は別紙仕様書のとおり